

佐倉市営住宅管理条例の改正概要について

1 背景

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加等を踏まえ、国土交通省が全国の自治体に示している「公営住宅管理標準条例（案）について」（平成8年10月14日建設省住総発第153号。以下「標準条例」という。）が改正されました。

標準条例の改正の主な内容は、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念される場所、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、保証人に関する規定を削除するものです。

本市においても、以上のような社会状況の変化や国の動向を鑑み、本条例について所要の改正を行う必要があります。

2 対応方針

- (1) 標準条例の改正に従い、入居手続において連帯保証人を要しないこととします。
- (2) その他標準条例の改正に従い、所要の規定の軽微な変更を行います。
- (3) 本条例の改正規定は、令和2年4月1日から施行することとします。

3 政策内容

保証人を確保することが困難な高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定につながり、市営住宅が住まいのセーフティネットの役割を果たすことができます。